

電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートについて

2025年6月23日に、経済産業省の電気用品安全法のページにトピックスとして「電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について」が公開されました。

→ <https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t3>

電気用品安全法の技術基準解釈の見直しの方向性については、JET NEWSのvol.050（2025年4月）にお知らせさせていただきましたとおり、電気用品安全法の技術基準の解釈別表第12への一本化に係る検討の中で、現在、JIS等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できていない等の顕在化している課題を解決し、2028年度を整合規格整備の期限とする方針となっています。

→ <https://www.jet.or.jp/common/data/publication/vol.050.pdf>

6月23日に公開された文書の内、「電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシート」（以下、「アクションシート」という。）は、解釈別表第12への一本化の課題毎に、2028年度までにどのようなアクションを、いつ、誰が実行する必要があるかといったことが詳細に記載されています。

→ https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/99_etc/1denanActionSheet2024honbun.pdf

アクションシートでは、アクション1～11があり、アクションシートの表3-1（下表参照）にその一覧が示されています。アクションの詳細な内容は、アクションシートに記載されたアクション毎の内容をご確認下さい。なお、2029年度以降の解釈改正後の猶予期間（改正前の解釈の有効期間）については、未決定となっています。

（アクションシートより抜粋）

表3-1 解釈見直しの課題と必要なアクション一覧

課題1 整合規格（民間の作成規格）に未整備のものがある	
アクション1	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合は、電気用品調査委員会の活動を継続。
アクション2	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合は、業界団体が規格（JIS又は業界規格）を作成。
アクション3	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合は、産業標準化法第11条において、国がJISを作成。
アクション4	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合は、バスケットクローズ規格の作成等を検討。
アクション5	例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）等については、電気用品調査委員会で廃止を承認後、国へ提案。
アクション6	雑音の強さに関する基準について、「IEC 61000-6-3」、「IEC 61000-6-4」をジェネリック規格として解釈別表第12に採用するため、その必要性について電気用品調査委員会で検討。
アクション7	遠隔操作機構を有するものに関する基準について、J1000の別紙を解釈別表第4（JIS C 8300）及び解釈別表第8に整合する形で見直し案を電気用品調査委員会から提案。
アクション8	解釈別表第11をJIS化し、必要な整合規格から引用する。
課題2 解釈別表第12の解釈通達（国が制定した解釈基準）が廃止されていない	
アクション9	適切な時期に、表1の解釈通達の廃止を電気用品調査委員会から国に提案。
課題3 リスクアセスメントの必要性が理解されていない	
アクション10	解釈の本文の改正案を電気用品調査委員会から国に提案。
課題4 登録検査機関が対応できない規格への対応、解釈一本化に対する大幅な設計変更への対応が必要	
アクション11	登録検査機関の検討、その他周知広報の検討。

電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートについて

このアクションシートでは、整合規格の整備が重要なアクションの一つとなっており、この整合規格の整備については、以下に示すアクションシートの「図 附属書5-2 解釈別表第12への一本化への対応（案）」（以下、「対応案」という。）を理解することが重要なポイントとなります。

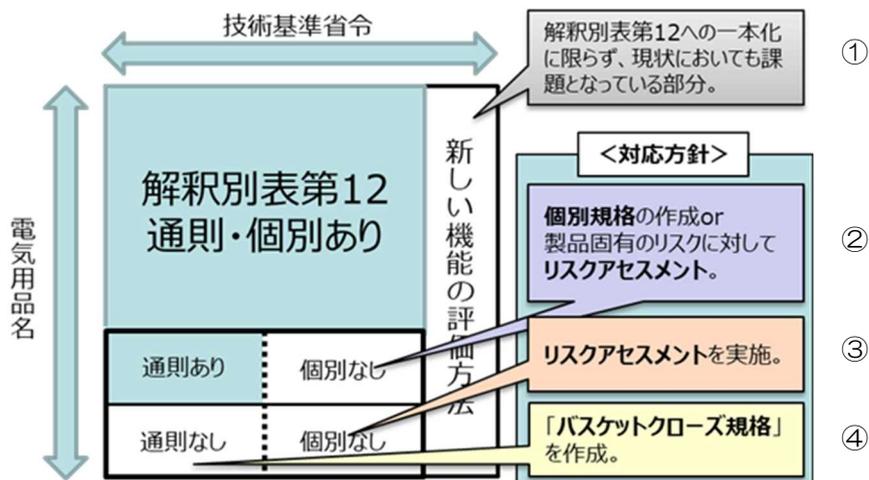


図 附属書5-2 解釈別表第12への一本化への対応（案）

（アクションシートより抜粋）

<対応案のポイント>

- ① 技術基準の解釈は、既存製品に対する解釈であり、技術基準省令への適合を確認する上で、新しい機能が追加された製品では、要求事項が不足したり、置き換えたりすることが必要になるケースがありますが、その場合は、新しい機能に対する評価方法（リスクアセスメント等）が必要になります（解釈別表第12以外の解釈を適用する場合も同様）。
- ② 電気用品名に対して、解釈別表第12に通則（アクションシートの附属書1参照）はあるが、個別規格がない場合、個別製品特有のリスクがあれば、そのリスクに対するリスクアセスメントを実施することで、技術基準省令への適合性を証明できます。
- ③ 解釈別表第12に通則も個別規格もない場合は、今後において作成予定のバスケットクローズ規格（アクションシートの附属書2参照）を適用し、かつ、個別製品特有のリスクに対して、リスクアセスメントを実施することで、技術基準省令への適合性を証明できます。
- ④ 上記の②及び③の対応により、個別規格が未整備な場合でも、技術基準省令に対する評価（部分的な自己適合証明）が可能であることが明確にされました。②及び③に該当する可能性がある主な電気用品の例は、アクションシートの附属書3に例示されています。（今後の、整合規格の整備状況によって、附属書3の電気用品名の例は見直しされます。）

JETは、アクションシートに従ったスケジュールを考慮して、解釈別表第12への一本化に対応するための準備をすすめています。

【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所
 ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター
 E-mail : cs@jet.or.jp

